

郡山女子大学大学院学則

郡山女子大学大学院学則

第一章 総 則

第一条 郡山女子大学大学院（以下「本学大学院」という。）は、人間生活学の理論及び応用を教授研究し、生活者の安定と福祉の実現を図るとともに、本学建学の精神による人間性の高揚を図り、生活学の深奥をきわめ、広く文化の進展に寄与することを目的とする。

第二条 本学大学院は、教育研究水準の向上を図り、その目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

2 前項の点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第三条 本学大学院に修士課程及び博士（後期）課程を置く。

第四条 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要高度の能力を養うことを目的とする。

第五条 博士（後期）課程は、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

第二章 研究科の組織

第六条 本学大学院に人間生活学研究科を置く。

第七条 人間生活学研究科に人間生活学専攻を置く。

第七条の二 人間生活学研究科人間生活学専攻は、人間生活に関する総合的な学問研究をはかり、広く精深な学識と研究能力を養い、今日の人間生活において最も重視すべき人間の在り方を中心として、これにかかわる研究者並びに高度な専門職業人の養成を目的とする。

第三章 修業年限及び学生定員

第八条 修士課程の修業年限は、二年とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、第十三条の五に規定する昼夜開講制における一年制コースの修業年限は一年とし、長期在学コースの修業年限は二年を超えるものとする。
 - 3 博士（後期）課程の修業年限は、五年とする。
 - 4 博士（後期）課程は、前期二年及び後期三年の課程に区分し、前期二年の課程は、これを修士課程として取り扱うものとする。
 - 5 前項の前期二年の課程は「修士課程」といい、後期三年の課程は「博士（後期）課程」という。
- 第九条 学生定員は、次のとおりとする。

人間生活学研究科	専攻	課程		入学定員	収容定員
		修士課程	博士（後期）課程	一〇人	二〇人
人間生活学専攻				三人	九人

第四章 学期及び休業日

第十条 学年は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

2 学年は、次の二期に分ける。

前期 四月一日から九月三十日まで

後期 十月一日から翌年三月三十一日まで

第十一条 休業日は、次のとおりとする。

- 一 日曜日及び土曜日
 - 二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日。
 - 三 創立記念日 四月二十二日
 - 四 春季休業
 - 五 夏季休業
 - 六 冬季休業
 - 七 学年末休業
- 2 前項第四号から第七号の休業期間については、毎年度当初に定める学事日程によるものとする。

- 3 授業回数および実習日数の確保等が必要がある場合、学長は前項の休業日を変更しそれらを行うことができる。
- 4 第一項に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第五章 教育課程及び履修方法等

第十二条 本学大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）によって行う。

第十三条 研究科の授業科目及び単位数は、別表一のとおりとする。

第十三条の二 単位数の計算方法は、郡山女子大学学則第十条第二項の規定を準用する。

第十三条の三 一年間の授業を行う期間は、三十五週にわたるものとする。

第十三条の四 履修授業科目の単位の認定は、筆記試験又はレポートの成績評価によるものとする。

- 2 成績の評価は、次によって表するものとし、六〇点以上のものについて単位を認定する。

「A」一〇〇点～八〇点、 「B」七九点～七〇点、 「C」六九点～六〇点

第十三条の五 修士課程においては、昼夜開講制（昼間の時間帯のほかに、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行うことをいう。）を設ける。

- 2 前項の昼夜開講制は、学生の履修形態上の区分に応じ、次の三コースに分ける。

「一年制コース」 集中的に授業・研究指導を受け、一年間で課程修了の要件を満たそうとするもので、主として実務経

験を有する者を対象とする。

「二年制コース」 授業科目の履修及び研究指導を受ける期間を二年とするもの。

「長期在学コース」 あらかじめ二年を超える期間を在学予定期間として授業科目の履修及び研究指導を受けるもの。

- 3 昼夜開講制に関する必要事項は、別に定める。

第十三条の六 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が他の大学院又は研究所において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、この場合には、あらかじめ当該他の大学院等との間に、研究指導の範囲、期間その他実施上必要とされる具体的な措置について協議するものとする。

- 2 前項の規定は、修士課程の学生については、当該研究指導を受ける期間は、一年を超えないものとする。

第十四条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、他の大学院において履修した授業科目について修得した単位を、十単位を超えない範囲で本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定は、学生が外国の大学院に留学する場合に準用する。

第十五条 本学大学院は、教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について

修得した単位（第四十八条の科目等履修生として修得した単位を含む。）を、十単位を超えない範囲で本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第十六条 中学校、高等学校の教諭の一種免許状を有している者が、専修免許状の授与を受けようとするときは、教育職員免許法及び同法施行規則に基づいて本大学院が定める科目の単位を修得しなければならない。

第十七条 本学大学院において取得できる免許状の種類及び教科は、次のとおりである。

人間生活学研究科 人間生活学専攻 中学校教諭専修免許状〔家庭〕
高等学校教諭専修免許状〔家庭〕

第六章 課程修了の要件及び学位の授与等

第十八条 修士課程の修了の要件は、本学大学院に二年以上在学し、三十単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、第八条第二項の規定により修業年限を一年とした昼夜開講制の一年制コースにあつては、本学大学院に一年以上在学すれば足りるものとする。

2 前項の場合において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。

第十八条の二 博士（後期）課程と一貫したプログラムに基づく修士課程の修了要件については、博士論文研究基礎力審査の合格をもって、第十八条に定める「修士論文の審査」又は「特定の課題についての研究の成果の審査」及び「最終試験」の合格に代えることができる。また、単位数は第十八条第一項の規定にかかわらず、本学大学院に二年以上在学し、三十六単位以上修得することとする。

第十九条 博士（後期）課程の修了の要件は、本学大学院に五年（修士課程を修了した者にあつては、当該課程における二年の在学期間を含む。）以上在学し、四十四単位（修士課程を修了した者にあつては、当該課程において修得した単位を含む。）以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することを要する。

第二十条 修士論文又は博士論文（以下「学位論文」という。）の審査に関する事項は、別に定める。

2 研究科は、必要があるときは、学位論文の審査について他大学の大学院の教員等の協力を求めることができる。最終試験は、所定の単位を修得し、かつ、学位論文の審査に合格した者に対して行う。

第二十一条 第十八条又は第十九条に規定する修了要件を満たした者については、研究科委員会の議を経て学長が修了を認定する。

第二十二条 前条において認定を得た者に対しては、課程区分に従い、次の学位を授与する。

修士課程 人間生活学研究科 修士（家政学）

第七章 入学、休学、復学及び退学

第二十四条 入学の時期は、前期及び後期の始めとする。

第二十五条 修士課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 学校教育法第八十三条の大学を卒業した者
 - 二 学校教育法第一百四十一条の規定により学士の学位を授与された者
 - 三 外国において、学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 四 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における十六年の課程を修了した者
 - 五 文部科学大臣の指定した者
 - 六 学校教育法第二百二条第二項の規定により大学院に入学した者であつて、本学大学院において、大学院の教育を受けるにふさわしい学力があると認められたもの
 - 七 本学大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、二十二歳に達した者
 - 八 その他本学大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者
- 第二十六条 博士（後期）課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
- 一 修士の学位を有する者
 - 二 外国において、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 三 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位に相当する学位を授与された者
 - 四 文部科学大臣の指定した者
 - 五 本学大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者で、二十四歳に達した者
 - 六 その他本学大学院において、修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者
- 第二十七条 本学大学院に入学を志願する者に対しては、別に定めるところにより、入学者選抜を行う。
- 第二十八条 前条の選抜結果により合格の通知を受けた者は、本学の指定する期日までに所定の納付金を納入し、保証人連署の誓約書その他の書類を提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第二十九条 学生の保証人は独立の生計を営む成年者とし、学生の在学中における身上に関する一切について責任を負うものとする。

第三十条 学生が疾病その他やむを得ない事由により三カ月以上欠席しようとするときは、保証人連署の休学願を提出し、学長の許可を得て休学することができる。

2 休学期間は一年を限度とする。ただし、特別の理由がある場合は、学長に願い出て休学期間を延長することができる。

3 休学の理由が解消したときは、保証人連署の復学願を提出し、学長の許可を得て復学することができる。

第三十一条 休学の期間は、在学年数に算入しない。

第三十二条 病気その他の事由により退学しようとする者は、保証人連署の退学願を提出しなければならない。

第三十三条 修士課程の最長在学年数は六年、博士（後期）課程の最長在学年数は六年とする。

第八章 賞 罰

第三十四条 次の各号に該当する学生に対し、研究科委員会の議を経て学長が賞することができる。

一 人物・学業ともに優れ、他の模範となる者

二 学園教育の遂行に関し、顕著な功績を上げた者

第三十五条 学生が本学則に背き、学生としての本分に反する行為があったときは、研究科委員会の議を経て学長が懲戒することができる。

2 懲戒は訓告、停学、退学とする。

第三十六条 前条第二項の退学処分は、次の各号の一に該当した者に対して行う。

一 品行不良で改善の見込みがないと認められる者

二 学業を怠り、成業の見込みがないと認められる者

三 正当な理由がなくて出席常でない者

四 学校の秩序を乱した者

第九章 入学検定料、入学金、授業料等

第三十七条 入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金の額は、別表二のとおりとする。

第三十八条 授業料及びその他の納付金は、年額の二分の一ずつを二期に分けて、所定の期日までに納入しなければならない。

第三十九条 第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、第十三条の五第一項に規定する修士課程の昼夜開講制の入学検定料及び授業料の額は、別表三のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得一単位当たりの額を四〇、〇〇〇円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、修士論文指導料は、入学手続時に一括納入するものとする。

第三十九条の二 第三十七条及び第三十八条の規定にかかわらず、博士（後期）課程の社会人の授業料の額は、別表四のとおりとする。

2 前項に定める授業料は、修得一単位当たりの額を五〇、〇〇〇円とし、当該学期において履修する授業科目の単位数を乗じた額を各学期ごとに納入しなければならない。ただし、博士論文指導料は、入学手続時及び二年次以降は授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入するものとする。

3 社会人に関する入試については、別に定める。

第四十条 休学期間の授業料及びその他の納付金は徴収しない。

第四十一条 既に納めた入学検定料、入学金、授業料及びその他の納付金は、事情のいかんにかかわらず返戻しない。

第四十二条 在学中において授業料及びその他の納付金の額が改訂されたときは、新たに定められた額を納入しなければならない。

第四十三条 正当な事由なくして授業料及びその他の納付金を滞納し、督促してもなお納入する意思がないと認められた場合は、研究科委員会の議を経て学長が除籍する。

第十章 教職員組織

第四十四条 本学大学院には、教育研究上必要な教員を置く。

2 前条の教員は、本大学の教授、准教授及び講師の中から充てることができる。

3 研究科における研究指導を担当する教員は、大学院設置基準第九条各号に掲げられた資格を有する者が行うものとする。

4 本学大学院の事務は、本大学の事務職員が兼ねるものとする。

第十一章 研究科委員会

第四十五条 本学大学院に研究科委員会を置く。

2 研究科委員会は、学長、学長代理、副学長、専任の教授をもって組織する。ただし、特に必要と認めるときは専任の准教授又は専任の講師を参加させることができる。

第四十六条 研究科委員会において審議する事項は、次のとおりとする。

- 一 教育課程に関する事項
 - 二 教員の昇任に関する事項
 - 三 学則及び諸規定に関する事項
 - 四 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
 - 五 課程修了の認定及び学位の授与に関する事項
 - 六 学生の入学、休学、復学、留学、退学、留籍、除籍及び賞罰に関する事項
 - 七 その他学長の諮問する事項又は教授上重要な事項
- 第四十七条 削除

第十二章 科目等履修生、委託生、外国人留学生及び研究生

第四十八条 本学大学院の開設する授業科目のうち、一部の授業科目の履修を希望する者があるときは、授業及び研究に支障のない限り、科目等履修生として学長が履修を許可することができる。

第四十九条 2 科目等履修生に関する規程は、別に定める。

公共機関から、その所属する職員の研修について本学大学院に委託願い出があるときは、授業及び研究に支障のない限り、研究委員会の議を経て、委託生として学長が入学を許可することができる。

第五十条 2 委託生に関する規程は、別に定める。

外国人で、本学大学院に入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、外国人留学生として学長が入学を許可することができる。

第五十一条 2 外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。

本学大学院において、人間生活学に関連する特定の課題について研究しようとする者があるときは、研究科委員会の議を経て、研究生として学長が入学を許可することができる。

2 研究生に関する規程は、別に定める。

第十三章 特待生制度

第五十二条 本学への入学が経済的事由により困難と認められる者で、学業成績、人物、健康ともに優れているときは、本学建学の趣旨により、これを特待生として入学金及び授業料の全額又は一部を免除する制度を置く。

2 特待生に関する規程は別に定める。

第十四章 雑則

第五十三条 図書館、公開講座及び家庭寮に関しては、本大学学則第四十三条、第五十二条及び第五十四条を準用する。

第五十四条 本学則の規程によりがたい事態が発生した場合、学長は本学則の運用を変更することができる。

附則

一 本学則は、平成四年四月一日から施行する。ただし、第六条の規定にかかわらず、平成四年度の収容定員は一〇人とする。

附則

一 本学則は、平成六年四月一日から施行する。

附則

一 本学則は、平成八年四月一日から施行する。ただし、第九条の規定にかかわらず、平成八年度の博士（後期）課程の収容定員は三人とする。

附則

一 本学則は、平成十二年四月一日から施行する。

附則

一 本学則は、平成十四年四月一日から施行する。
二 本学則は、平成十四年度入学生から適用するものとし、平成十三年度以前に入学した者については、なお従前の規定を適用する。

附則

一 本学則は、平成二十年四月一日から施行する。
二 第四十四条第2項、第四十五条第2項は平成十九年四月一日から施行する。

附則

- 一 本学則は、平成二十五年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十五年入学生から適用するものとし、平成二十四年度以前に入学した者については、なお従前の規定を適用する。

附 則

- 一 本学則は、平成二十九年四月一日から施行する。
- 二 本学則は、平成二十九年入学生から適用するものとし、平成二十八年度以前に入学した者については、従前の規定を適用する。

別表一(第十三条関係)

専攻の名称及び 人文学系Ⅱ 人間学専攻 (修士課程)				専攻の名称及び 人文学系Ⅱ 人間学専攻 (修士課程)		専攻の名称及び 人文学系Ⅱ 人間学専攻 (修士課程)
				人間学系Ⅰ	人間学系Ⅱ	
生活科学系	生活科学系	人間学系Ⅰ	人間学系Ⅱ			
科学的食生活実驗	科学的衣食生活実驗	哲学的人間学特論Ⅰ	健康生生活特論Ⅰ	家政治学原論Ⅰ	生活文化史特論Ⅰ	生活文化史特論Ⅱ
二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二
				必修	単位	
				選択	数	
				備考		

人間生活学研究科 人間生活学専攻 (博士(後期)課程)		人間生活学研究科 (修士課程)	生活科学系		人間学系																		
健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ	健康生生活特別論Ⅱ
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
と。 必修科目の他、指導教員の指導による特別研究一科目(四単位)を選択し、特別研究と同名の特論を含め二単位以上合計十二単位以上を修得すること。																							

									人間生活学研究科 人間生活学専攻 (博士(後期)課程)	専攻の名称及び				
		生活科学系							生活学系	学 科 目				
計	空間環境計画学特論	空間環境計画学特別研究	食物栄養学特別研究	食物栄養学特別研究	高齢社会特論	生活情報特論	生活技術特論	生活行為特論	生活経営学特論	家族関係学特論	社会福祉学特別研究	社会福祉学特別研究	家政学原論特別研究	授 業 科 目 名
六						二	二					二	必修	単 位 数
四〇	二	四	二	四	二	二			二	二	二	四	四	選択
														備 考

別表二(第三十七条関係)

種別	金額	備考
入学検定料	三〇、〇〇〇円	入学願書に添えて納入する。
授業料	二〇〇、〇〇〇円	入学手続時に納入する(本学の卒業生・修了者は、一〇〇、〇〇〇円)
施設充実実費	六〇〇、〇〇〇円(年額) 二〇〇、〇〇〇円(年額) 一〇〇、〇〇〇円(年額)	毎年二期に分けて納入する。 毎年二期に分けて納入する。 毎年二期に分けて納入する。

別表三(第三十九条関係)

種別	金額	備考
入学検定料	三〇、〇〇〇円	入学願書に添えて納入する。
授業料	一、二〇〇、〇〇〇円 (三十単位分)	一単位額は四〇、〇〇〇円であり、当該課程を修了するには三十単位が必要。 この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位数に応じた額を納入する。
修士論文指導料	二〇〇、〇〇〇円	入学手続時に一括納入する。

別表四(第三十九条の二条関係)

種別	金額	備考
授業料	六〇〇、〇〇〇円 (十二単位分)	一単位額は五〇、〇〇〇円であり、当該課程を修了するには十二単位が必要。 この場合の納入方法は、各学期ごとに履修する単位に応じた額を納入する。
博士論文指導料	六〇〇、〇〇〇円	年額二〇〇、〇〇〇円を三年間納入。 入学手続時に二〇〇、〇〇〇円を納入し、二年次以降は二〇〇、〇〇〇円を授業料納入時又は本学の指定した期日までに納入する。